

● 一般貸付 ●

○融資希望額が500万円を超える場合は、都道府県知事による「推せん書」が必要となりますが、当指導センターにおいて受付及び発行を行います。

設備資金

業 種	融 資 額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業	7,200 万円以内
一 般 公 衆 浴 場 業	3 億円以内
2施設以上の場合	4億8,000 万円以内
旅 館 業	4 億円以内
興 行 場 営 業 サ ウ ナ 営 業	2 億円以内
ク リ ー ニ ン グ 業	1億2,000 万円以内
返 済 期 間 (うち据置期間)	13 年以内 一般公衆浴場業は30年以内 (1 年以内) (期間が7年超は2年以内)